## 大阪広域水道企業団告示第9号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、大阪広域水道企業団の業務に係る公金の徴収の事務の一部を次の とおり委託した。

平成29年4月3日

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

## 1 委託事務

四條畷水道センターにおける徴収の事務

2 受託者の名称等

2 4 1 1 1 1 4			
委託事務の範囲	受託者の名称	受託者の所在地	事務所の所在地
四條畷水道事業における水道料金等の	株式会社フューチャーイン	兵庫県神戸市中央区京町74	大阪府四條畷市中野本町1番
徴収の事務及び四條畷市から大阪広域	関西支店	京町74番ビル9F	44号
水道企業団が受託した下水道使用料の			
徴収の事務			

## 3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年11月30日まで